

■ 給付裁定結果のお知らせ

※画像はイメージです。実際に送付されるお知らせの様式とは異なる場合があります。

給付裁定結果のお知らせ

0000003

1ページ

作成日 2019年 8月16日

作成基準日 2022年 1月 7日

000-0000

日頃より格別のお引き立てを賜りありがとうございます。
下記の内容で給付裁定を行いましたので、ご確認ください
ようお願い申し上げます。
個人別管理資産の一部を一時金で受給される場合は、別途
送付しております「給付金支払のお知らせ」も併せて、ご確
認ください。

(企) 年給 290-07-010 様

委託元運営管理機関
S信託株式会社

000007 20000013
5290070110 0000313100



日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社

202 00001 004 00 242

11000294
LPBX0008

プラン番号	プラン名
000007	企業型プラン 07
企業コード/プランコース	企業名/プランコース名
20000013	企業 10
加入者番号	加入者名
0000313100	(企) 年給 290-07-010 様

コールセンター S信託確定拠出年金コールセンター

00777-86-401

インターネット S信託確定拠出年金ネットサービス

<http://ssintaku.co.jp>

<「給付裁定結果のお知らせ」の内容について>

☐ 「給付裁定結果のお知らせ」について

- ・このお知らせは、給付裁定時に年金支給を選択された場合又は年金計画を変更された場合にお送りしています。
個人別管理資産額の一部を一時金で受給される場合の一時金の内容については、別途送付しております「給付金支払のお知らせ」を参照ください。

☐ <裁定請求による運用指図結果>

- ・裁定請求書（年金、年金・一時金併給、年金計画変更）により裁定請求された内容に従って、運用商品毎の振替割合及び運用商品変更に伴う資産売却数量を表示しています。
- ・年金計画変更に伴い、旧計画の未払年金について資産売却した場合は、その内容が表示されます。（未払年金は、年金計画変更後初回支払時にまとめて支払われます。）

☐ <給付裁定後の年金支給（分割取崩型商品）分の個人別管理資産>

- ・分割取崩型商品として年金受給する運用商品の個人別管理資産の明細です。
- ・個人別管理資産額の欄に***とある場合は、個人別管理資産額が算出できない場合に表示しています。

☐ <給付裁定後の年金支給（年金商品）分の個人別管理資産>

- ・年金商品として年金受給する運用商品の個人別管理資産の明細です。

☐ <給付裁定結果内容>

- ・受給される年金の基本情報を表示しています。
- ・年金商品を選択された方は、併せて<給付裁定後の年金支給（年金商品）分の個人別管理資産>もご覧ください。
- ・年金支給（分割取崩型商品）を選択していない場合、年金計画欄の内容は表示されません。
- ・裁定事由が過少変更の場合、年金計画欄は裁定請求以降の内容を表示しています。この場合、過少変更以前の給付年度（変更年度を含む）には***が表示されます。

☐ <年金支給開始後の注意事項>

- ・年金支給開始後の注意事項を記載しておりますので、必ずお読みください。

＜裁定請求による運用指図結果＞

NO.	商品コード	商品名	振替割合			約定年月日 受渡年月日	資産売却数量
			一時金支給	年金支給 (分割取崩型商品)	年金支給 (年金商品)		
1	00009	D社MMF 2	0%	100%	0%		
2	00007	D社株投オープン投信2	0%	100%	0%		
3	00006	D社株投オープン投信1	0%	100%	0%		
4	00010	N生保利率保証契約(5年)	0%	100%	0%		

＜給付裁定後の年金支給(分割取崩型商品)分の個人別管理資産＞

NO.	商品コード	商品名	残高数量	基準日	個人別管理資産額	商品分類
1	00009	D社MMF 2	3,108,872	2002/03/31	4,034,168円	国内投信
2	00007	D社株投オープン投信2	2,216,096	2005/04/06	2,216,096円	国内投信
3	00006	D社株投オープン投信1	114,807	2005/04/06	126,287円	国内投信
4	00010	N生保利率保証契約(5年)	3,444,253	2002/03/31	4,133,218円	GIC型保険

＜給付裁定後の年金支給(年金商品)分の個人別管理資産＞

NO.	商品コード	商品名	年金種類	保証期間	初年度年金年額	支払再開有無	備考
				支給予定期間			

給付裁定結果内容

0000005

3ページ

作成日 2019年 8月16日

作成基準日 2022年 1月 7日

日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社

確定拠出年金		裁定事由	老齢給付金・年金
プラン番号	000007	プラン名	企業型プラン07
企業コード/プランコース	20000013	企業名/プランコース名	企業10
加入者番号	0000313100	年金受給者氏名	(企) 年給290-07-010
運営管理機関コード	11000294	運営管理機関名	S信託
資産管理機関コード/ 事務委託先金融機関コード	11000294	資産管理機関名又は 事務委託先金融機関名	S信託

死亡一時金受取人名	法定順位による死亡一時金受取人	続柄	
死亡一時金受取人住所			

裁定請求日	2021年12月20日	給付裁定時基準 個人別管理資産額	10,509,769円
年金支給開始月 (年金計画変更開始月)	2022年 1月	支給予定期間	5年
年金支給回数	毎月払い	年金支給月	毎月
年金支払日	1日	第1回年金支払日 (変更後初回支払日)	2022年 2月 1日

年金支給開始から5年後の 一時金受取可否(次頁参照)	可	年金計画の変更可否	可	障害年金額算定方法 変更サイクル	
-------------------------------	---	-----------	---	---------------------	--

<年金計画:年金支給(分割取崩型商品)>

給付裁定時に使用した年金支給(分割取崩型商品) の対象となる個人別管理資産額	基準年月日	個人別管理資産額	分割取崩方法
	2021年11月30日	10,509,769円	均等払い

<年金計画>

給付年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
取崩割合					
年金年額	2,101,953円	2,101,953円	2,101,953円	2,101,953円	2,101,957円

給付年度	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
取崩割合					
年金年額					

給付年度	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
取崩割合					
年金年額					

給付年度	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目
取崩割合					
年金年額					

ご注意 初回お受け取りの年金額は、上記「1年目」欄記載の年金年額とならない場合がございます。詳細は、次頁をご参照ください。

＜年金支給開始後の注意事項＞

□年金受給開始後の預替え

- ・年金受給開始後も分割取崩型商品間の預替えを行うことができます。
- ・ただし、分割取崩型商品と年金商品間、年金商品間の預替えは行えません。

□年金支給時の預替えの制限

- ・年金の支払日前に当期の年金額を算出します。年金支給のための資産売却処理中は預替えを行うことはできません。

□年金支給の年金額

- ・各年金支給月の年金額は、年金年額を当期支給月数で按分した額が目安となります。
$$\text{各年金支給月の年金額} = \text{年金年額} \times \text{当期支給月数} / 12$$

当期支給月数とは、前期の年金支給月から当期の年金支給月の前月までの月数を指します。ただし初回の年金支給についての当期支給月数は、年金支給開始月（裁定請求日の翌月）から初回の年金支給月の前月までの月数となります。したがって実際の年金年額は、年間支給回数、年金支給月、年金支給開始月により、このお知らせに記載された年金年額と異なる場合があります。
（例えば、年間支給回数2回、年金支給月6月と12月のプランで、3月に裁定請求を受け付けた場合、初回（6月）の年金額は、4月と5月の2ヶ月分、2回目（12月）の年金額は、6月から11月までの6ヶ月分となり、初年度の間に支給される年金額の合計は8ヶ月分となります。なお、年金受給期間最終月末日（支給予定期間経過年の3月）で残高がある場合には、その翌月以降に一括でお支払いいたします。）
また実際の送金額は、この年金額から手数料、源泉徴収税額等を控除した金額となり、年金支払の際に「年金支払のお知らせ」にてお知らせします。
- ・分割取崩型商品については、上記年金額に基づいて、分割取崩型商品の時価評価額から必要な取崩数量を算出し、資産売却を行います。
- ・また、複数の分割取崩型商品から年金を受給する場合は、残高に比例して各運用商品からの取崩数量を決定します。このため、上記年金額と資産売却結果が異なる場合、実際にお支払いする年金額もこのお知らせに記載された年金年額を按分した額と異なります。
- ・年金商品については、実際の年金額は支給の都度運用商品販売会社で決定するため、このお知らせに記載された年金年額と異なる場合があります。また次年度からは利率の改定や配当金のお支払いなどにより年金年額が変更されることがあります。
- ・実際にお支払いする年金額については、年金支払の際に「年金支払のお知らせ」にてお知らせします。

□給付裁定（年金、年金・一時金併給）の際の手数料の充当

- ・年金支給開始月までの手数料で未納付分がある場合、最初にお支払いする年金から充当させていただくことがあります。
（未納付分が最初にお支払いする年金額よりも多いときは、次回以後の年金からも充当します。）

□年金の支払日

- ・給付裁定による処理、年金支給の際の商品売却処理および送金処理が、年金の支払日を経過し終了した場合、規約で定められた支払日を過ぎて年金をお支払いすることがありますので、予めご了承ください。

□現況確認

- ・有期年金、終身年金を保有している場合や保証期間付有期年金または終身年金を受給中で保証期間を経過している場合は、年金のお支払いにあたり、受給権者が引き続き年金を受け取る権利があるかどうかの確認をさせていただきます。
このため、毎年1回「現況届ご提出のお願い」をお送りしていますので、ご提出期限までに到着するようにご返送ください。
（加入者として障害年金を受給されている方は除きます）
- ・上記書類の返送が無いときは、年金のお支払いを停止する場合がありますので、予めご了承ください。

□年金受給開始後の一時金のお支払い

- ・企業型年金規約で年金受給開始後の老齢給付金、障害給付金の一時金支給が定められている場合（個人型年金では運営管理機関が定めます）、年金支給開始月から5年を経過した月以後に個人別管理資産の全額を一時金で受給することができます。（お取扱いの可否は、前頁の給付裁定結果内容の「年金支給開始から5年後の一時金受取可否」を参照ください）
ただし、終身年金等、年金商品によっては、印字内容に関わらず、お取扱いができない場合がございますので、ご了承ください。

□個人別管理資産額が過少となったときの年金額の変更

- ・企業型年金規約で老齢給付金、障害給付金の受給中に個人別管理資産が過少となった際の年金額変更が定められている場合（個人型年金では運営管理機関が定めます）、個人別管理資産額が想定残高の1/2以下となったときは、当初の支給予定期間の全期間にわたって年金を受給することができますよう、年金額を減額することができます。（お取扱いの可否は、前頁の「給付裁定結果内容」を参照ください）なお、年金額の減額は、老齢給付金については、1回に限られています。

□障害給付金の一定期間（5年以上の期間に限る）ごとの年金計画の変更

- ・企業型年金規約で障害給付金の一定期間ごとの年金計画変更が定められている場合（個人型年金では運営管理機関が定めます）、定められた一定期間ごとに年金の支給予定期間と年金額を変更することができます。（お取扱いの可否は、前頁の「給付裁定結果内容」を参照ください）
- ・変更できる時期が近づきましたら、「年金支払のお知らせ」でご案内します。

□転居されたとき

- ・転居されたときは、企業型年金の場合は「運用指図者諸変更届」を、個人型年金の場合は「加入者等氏名・住所変更届」を提出してください。
- ・詳細は運営管理機関にお問い合わせください。

□振込口座を変更されるとき

- ・年金の振込口座を変更される場合は、「振込口座変更届」を必ず事前に提出してください。
- ・詳細は運営管理機関にお問い合わせください。

□年金受給中にお亡くなりになったとき

- ・年金受給中にお亡くなりになられたときは、ご遺族が10日以内に、企業型年金の場合は「運用指図者資格喪失届」を、個人型年金の場合は「加入者等死亡届」を提出してください。なお、ご提出のタイミングにより、年金受給権者ご本人様口座に年金が送金される場合があります。予めご了承ください。
- ・併せて死亡一時金を請求してください。なお、終身年金を受給している場合で保証期間が過ぎているときは、死亡一時金のお支払いがない場合があります。

□年金受給中に高度障害の状態になったとき

- ・年金受給中75歳に達する日の前日までに高度障害の状態になったときは、老齢給付金を障害給付金に切り替えることができます。
- ・詳細は運営管理機関にお問い合わせください。